

賀茂縣主だより

所 法人
行 団 主
財 賀 縣
同 族 会

即ち

「平成十六年度活動方針」

1、結束強化による同族会の能力向上

2、賀茂社との関係緊密化

「具体策」

(1) 賀茂氏の歴史と文化に対する認識の一層の向上(歴史勉強会の拡充)

(2) 外部とくに地元文化活動への積極的参加による賀茂氏文化の顕在化

(3) 賀茂社への奉仕(共同作業)

(4) 会員増をはかる(とくに兄弟、子、女子)

(5) 遠隔地会員との交流強化(IT活用)

(6) 会務へのIT活用

(7) 関係規則、規程類の補充見直し

とし、これに向かいました。これに基づいて諸活動を実行し開放的ですが、結末の強い同族会を目指し歩を進めてゆきたいと思えます。

どうか会員の皆様の積極的ご参加をお願いします。

とくに賀茂社との関係については同族会が高い活動力をもった一つの団体として対応し緊密化を図り協力したいと願っています。

賀茂社との関係は申すまでもなく同族会は創建氏族なのであります。

明治維新の国家神道化に伴い賀茂氏の伝統的神勳が廃止されましたが第二次世界大戦終戦後

新年のご挨拶

理事長 西池成晃

明けましておめでとございます。

いつもは同族会活動に深いご理解とご支援を賜り心からお礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返って見ますと重文系図の部分修理、同保管桐箱の更新、京都府文化博物館への系図の出版、地元の賀茂文化研究会設立参加など、次第に活発化と存在感を感じるようになって参りました。これも会員の皆様のご理解とご支援の賜物であります。

またこのほかに、賀茂社においては八月二十八日に前明治神宮権宮司田中安比呂氏が宮司として就任なさいました。

賀茂社では新宮司を迎え大神様のご神威の高揚と社業の充実さらには同族会との関係親密化にも注力されることと思えます。

斯様な状況を踏まえ同族会の今年は従来の諸施策の定着化を図るとともにさらにつきの活動方針を掲げ実行し同族会としての能力向上を図りたいと考えます。

の新しい宗教法人法のもとでは世襲の禁止は解除されています。

我々は今も尚明治維新の影響を強く受けすぎではないまいかとさえ思っています。

同族の結束を強くし賀茂社へ積極的に奉仕し協力すべきときと思えます。

今年は賀茂社と相談の上何らかの新しいご奉仕ができますことを願っています。

皆様のご健勝を切にお祈り申し上げます。

同族会所蔵重文系図保存箱新調



当会が所蔵する国指定重要文化財「賀茂祢宜神主系図(十六巻)」の継目箇所糊離れ又各系図共に軸の出が少なく巻子の巻き開き時に上下の力が加わり損傷がみられる事と更には保存箱が小さく狭隘で系図に折れが生じていること等から今回保存箱を新調し、昨秋の祖先祭時に祭儀の祝詞のなかで御先祖に報告すると共に参列者の皆さん方に披露致しました。

宮司就任のご挨拶

宮司 田中 安比呂

本縣私建内前宮司の御退任に伴い昨年八月二十八日付けを以て神社本庁より宮司の重責を仰せつかりました。昭和四十年大学卒業と同時に明治神宮に奉職し三十八年間御祭神明治天皇様に奉仕してまいりました、賀茂別雷神社宮司に転任の話を承ったときは、勅祭社筆頭の歴史ある賀茂別雷神社宮司の大任をお勤め出来るものか不安が先立ち、しばし御社頭に顔すき明治天皇様の御啓示をお祈り致しましたが、明治天皇様には明治元年九月二十日の御東幸の前八月九日御親拝され、その後明治二年二月二十九日、明治十年二月三日にも御親拝されておられます。

ちはやふる 賀茂の社も 我が世をば
松のときはに 守りますらむ
しめ縄も 露にしめりて 賀茂山の
廣前きよく すめる月かな

賀茂の社を詠まれた御製が何首もございませぬが、特に一首目の御製は御歳数え十六歳の明治天皇様が始めて京都を

離れ御東幸される諸々の御不安のなか、皇城を鎮護する神社として皇室の御崇敬篤い賀茂別雷の大神様の御加護を御祈念されたのだと拝察致しました、又京都を御慕いする御製も数知れず、崩御の後には伏見桃山御陵に御鎮まりになつておられる明治天皇様のお導きと転任の決意を固めた次第でございます。

赴任致しましてまず私が第一代神主在実大人より数えて二〇四代目の宮司という永い歴史にも係わらず、ご鎮座当時の祭典、神事を今に伝えて来た賀茂県主の多くの先人達の賀茂別雷の神様への信仰を受け継いでこられた同族会の皆様の敬神崇祖の真心をお教へいただきましたと同時に、鎌倉幕府三代執権北条泰時が定めた『御成敗式目』貞永元年八月(一二三二年)の

一、神社を修理し、祭祀を専らにすべき事
右、神は人の敬ひによって威を増し、人は神の徳によって運を添ふ。然ればすなはち恒例の祭祀陵夷を致さず如在の礼莫怠慢せいむなかれ(以下略) (陵夷―次第に衰える、如在

の礼莫―神が目前にいます如く)この精神を今日まで実践躬行されてこられたことにつくづく敬服いたしました。どうか今後賀茂別雷の大神様の御加護を戴きご神徳の宣揚と御社頭の隆昌に専心努力してまいる所存でございますので、ご指導ご鞭撻の程を切にお願い申し上げます。

葵俳壇

上賀茂 北大路 みよ子
淑気満つ拝領の軸掛けしより
うち揃ひ二礼二拍手初燈明
ひとまわり花ひろがりぬ床の菊
からすつり絡みておりぬ社家築地
柚子一つ加へて浸るしまひ風呂
上賀茂 藤木 十紫子
釜鳴りし吉備津の宮へ秋の旅
五位鷺の孤独の影や冬中州
東雲に月凜とあり春の朝

葵歌壇

上賀茂 市 和 顯
久我の松古き神事の馬三度
廻りて拝す姿つるわし
在実の千年の秋にめぐり会い
共に願いはわがはらからの義務
千早振る賀茂の祭の競馬
永久に伝えよこの神事
冷泉家玉緒会所属
上賀茂 北大路 和子
初春松
常磐なる御垣の松も春めぐり
千歳の影の覚えてめでたき
寒草
枯れ果つる尾花の袖に霜むすぶ
野辺はさひしき冬となりぬる
氷
冬の海風は冷たく波の花
氷となりて白く泡立つ
夜郭公
ほととぎす待つは久しき夏の夜を
月にほのめき名のるひと声
秋野
秋の野の薄の穂村風に鳴り
風に和みつ枯れ果ててゆく
右は平成十五年九月五日
平成歌会に入賞の歌

寄稿

自然を友に生きる

神奈川県葉山 藤木 顯通

燕や鮭は多大の犠牲を払いながらも自分たちを育ててくれた古巣を目指し或いは生まれ故郷の河川を遡上する光景をテレビなどで紹介される。

しかし彼等は環境変化に大変弱く絶滅の危機に瀕する因を人類が作り出している。

反面、現在地球上に君臨する最強の人類は優れた科学技術の発展により地球環境を制圧したという自惚れから自分自身の手で何れ滅亡の運命を辿るに至る。

人類は長い地球史上の一時期住まわせて貰っているのであって住んでいるのではないのだ。

私は昭和四年京都に生まれ昭和十三年第二室町尋常小学三年生の夏休に父の東京転勤で転出するまで上賀茂柵野の小高い山上に住んでいた。

旧鞍馬街道に面し星川坂を上り詰めた邸内からは上賀茂神社のご神体神山を仰ぎ見る此処は祖父顕道結婚に際し曾祖父顯里が明治天皇から拝領された土地であった。

実は星川坂という公式名称は大野緑朗さんからお聞きするまで知らなかった。

現在、祖父顕道直系の子孫は都を後にして誰も住んでいないが異名の星川の名が坂に残されたのはこれも何かの縁であるうか。

大野さんが経営する柵野保育園は旧邸内の一部に建っていると聞く。

幼少時の記憶は門外はおるか近在の子供たちと一緒に遊んだ記憶はないが広大な邸内は自然にあふれ狐や鼬を追い回したり蛇などは日常茶飯事だった。然し邸内に入りする近在の農家の人達は百足、蟻や漆の危険を教えてくれた。石垣に囲まれた邸内は多くの高い木々に囲まれ大半は木登りに成功したが大きな杉の木に挑戦し服に沢山の脂が付着し母に大変叱られた記憶が甦る。

通学はバスを利用していたが時には植物園から巨大な杉が林立する上賀茂神社の境内を歩いたが子供心にも何か敵かな感じがしたものだ。

邸内の一際高い大きな樺の梢には日の丸が掲揚され学校帰りに鞍馬街道の別れから仰ぎ見ると家に帰ってきたという実感を抱いたものだ。別れの橋下の澄んだ川面には敏捷に群れて泳ぐハヤを捕らえる事を試みたが何れも失敗に終わった。

ある日、父と参詣した折、父は私にお前は何をお祈りしたかと尋ねた。成績が上がりますように祈ったと答えると厳しく怒られてしまった。

要するに遊んでいて成績向上をお願いするとは何事かであった。我が祖神に祈るのは祖神とお前の中で最大の努力を誓う約束をする神聖な場所なのだと聞いた。

昭和十九年戦局が怪しくなった中学三年の春、同級生全員が赤坂にある氷川神社に参詣、神風を祈ったと父に言ったら神風は単なる台風、軍備なくして戦に勝てるかとこれまた厳しく叱責、今では理解される常識だが戦時下では国賊呼ばわりの危険な会話であつたらう。

後年私も第一線を退いて九年、最近冒頭の燕の様に年一回位京都を訪れるが我が故郷柵野の山容を見るにつけ木々が伐採され邸の跡地には関西の郊外で良く見られる狭小な家々が犇めき建ち並びさまは美観もさることながら防災上危険が多からう。

然し私にとって一番驚いたことは嘗て境内に林立していた巨木の杉木立は何故消えたのかであった。

現在の社務所近くから北に多くの杉の巨木が伐採された結果勅祭社筆頭の風格は損なわれた感じがするのは私一人ではあるまい。

宮崎アニメのトトロに登場する祠を抱く様な巨木のシーンに見られる如く鎮守の森や山寺は一樣に大きな森の中に静かに建っている。

古来日本では巨石や巨木に神が宿ると

信じ注連縄をはり信仰の対象として敬いその付近には家を建てなかつた。

私見では古人は神の怒りによる落雷や倒木による被害を避ける生活の知恵であつたらう。ところが今はどうだろう。邪魔とか危険だと称して伐採してしまつが有名な社寺ほど大きな巨木に囲まれた静かな佇まいの中に参詣する人々を厳肅な気持ちに誘ってくれる。

現代風に表現すれば健康法の一つ、心を落ち着かせる森林浴に相通じようか。

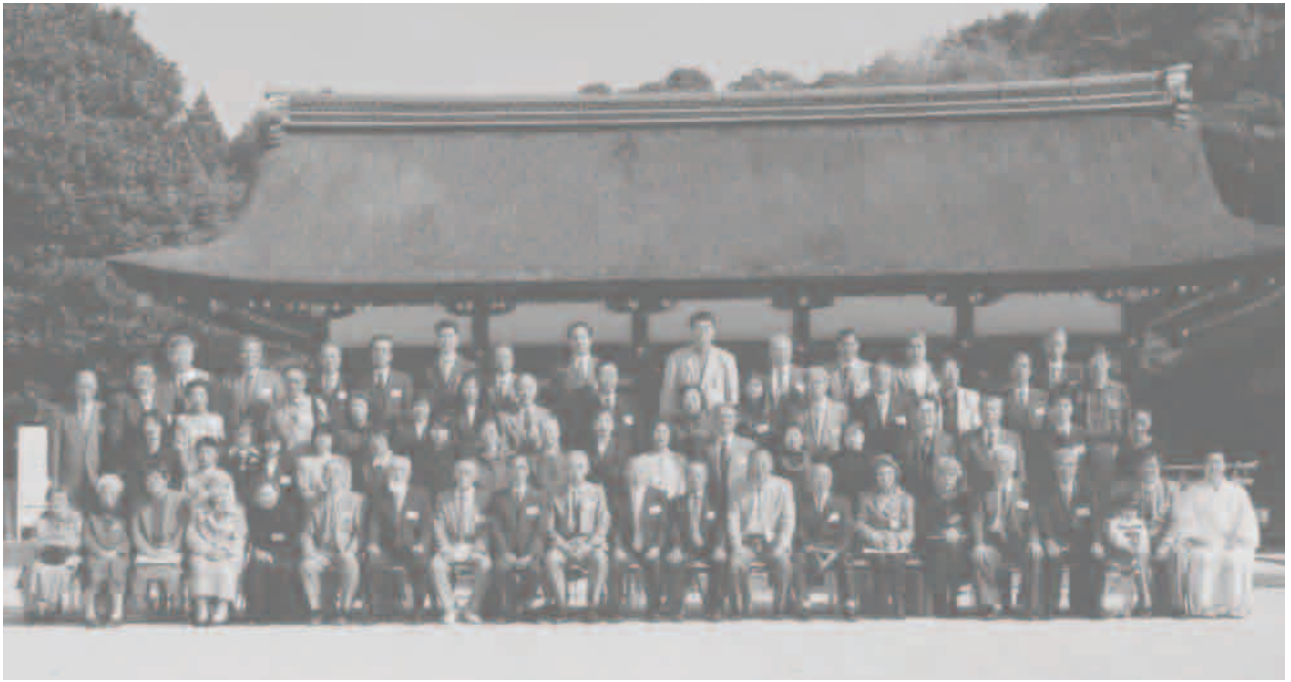
先の台風で室生寺の国宝五重塔の一部が杉の倒木により損壊を受けた記憶は新しい。室生寺のホームページを開いて見た所座主のご挨拶と復興なつた写真を拝見して流石と感心した。つまり五重塔の周りにはある杉古木を文化遺産を守ると称して伐採の愚をしていなかった。

我々は御都合主義によらぬ世界の文化遺産を後世に正しく伝えるに如かずであると信じている。

葉山の我が家からも借景の富士山や地元の二子山の山並みが見られ庭には狸やリスが良く来てくれる。

然し陛下ご一行が利用される道右正面から眺める二子山は神山に似て心密かに神山と呼び楽しんでる。

終



平成十五年十月二十六日

賀茂縣主同族会祖先祭

(敬称略)

梅 西 藤 岡 山 藤 堀 中 戸 岡 岡 藤
 辻 池 木 本 本 木 川 大 田 本 本 木
 隆 琢 清 浩 秀 平 保 愛 和 文
 諄 造 也 信 久 昭 潤 輝 民 夫 雄

市 堀 高 北 北 梅 岡 西 藤 井 東 和 東 山 岡 藤
 忠 堀 田 川 川 辻 本 池 木 関 辻 波 辻 本 本 木
 顯 内 み 純 彦 子 和 華 善 正 律 保 毅 清 一
 邦 子 晴 篤 子 子 博 子 和 毅 郎 道
 保 純 彦 子 子 博 子 和 毅 郎 道 彦

堀 堀 芝 岡 山 山 林 井 藤 西 岡 岡 西 三 市 浦
 内 内 本 本 本 本 関 木 池 本 本 池 宅 野
 晶 保 朋 保 本 節 静 美 清 恒 房 静 成 季 聰 有
 大 美 江 子 子 幸 子 氏 江 俊 文 顯 妃
 保 美 江 子 子 幸 子 氏 江 俊 文 顯 妃

芝 山 藤 岡 高 高 林 市 北 西 堀 岡 藤 芝 藤 北 松 浦 錦 錦 藤
 佳 本 木 本 田 田 林 市 北 池 内 本 木 芝 木 大 野 部 部 木
 代 心 和 吉 道 重 和 大 池 内 本 常 千 路 邦 美 俊 保
 子 子 子 弘 明 顯 元 成 保 正 光 夏 一 夫 清 和 誠

同族会会員の範囲が拡大されました。
 当会のQ、会員資格基準の運用準則を改定し
 会員の子であれば婚姻した女性もその女性
 に限り希望により入会を認める事になりました。
 お知り合い方で該当者があれば同族
 会まで御連絡下さい。

財団法人賀茂県主同族会会員資格基準

財団法人賀茂県主同族会寄付行為第
 33条により、賀茂県主同族会会員資格
 基準を次のように定める。

1号 男系、女系を問わず賀茂氏の血
 統を有し、かつ、賀茂姓(注1)を継ぐ者
 で、世帯を持った者(同居、別居不問)又
 は満20歳に達した者。

2号 賀茂氏の血統なくも旧社家の家
 名を継いだその家の代表者。なお、その
 代表者の相続人で世帯を持った者。(同
 居、別居不問)又は満20歳に達した者。

3号 前記第1号及び第2号に該当す
 る者及びその子で、他家(注2)に入り、
 入会を希望した者。但しこの場合は本
 人一代限りとする。

上記何れの場合もあらたに会員資格を
 得ようとするときは、理事会及び評議
 員会の承認を得るものとする。

(注1)賀茂姓とは、明治2年8月22日結
 番、御籍に苗字の記載のある家名をいう。

(注2)他家とは、賀茂氏以外をいう。

経過措置

資格基準第1号、第2号及び第3号に該当しない現会員は本人一代限りの会員とする。

平成十年十二月二十日議決。

この基準は、平成十一年十月三日から施行する。

資格基準の運用準則

財団法人賀茂県主同族会会員資格基準(以下「資格基準」という。)の運用について、次のとおり定める。

1号 資格基準の1号に該当し、新たに会員資格を得ようとする者は

(1)会員資格のある者で会員名簿に記載のないとき

2号 資格基準の2号に該当し、新たに会員資格を得ようとする者は

(2)賀茂氏の血統のない男子、又は女子が、養子縁組又は入籍により賀茂氏の家名を継いで会員となるとき

3号 資格基準の3号に該当し、一代限りの会員として新たに会員資格を得ようとする者は

(1)会員の子及び兄弟・姉妹が他家(婚姻・養子)に入り、賀茂氏以外の姓に変わっている者が会員となることを希望したとき(改定箇所)

(2)右(1)にいう会員とは資格基準1号又は2号会員の資格を有しながら未

だ入会していない者死亡した者を含む)及び過去に会員であって死亡したものを含むものとする

4号 既に会員となつてゐる者が他家(養子)に入つたとき、又は他家(養子)に入つてゐるときは、一代限りの会員とする

5号 前3号(1)及び4号に該当する会員が、事情により元の賀茂姓に戻つたとき、又は、その者の子、孫が賀茂姓を継いだときは、新たに1号会員となることが出来る

6号 資格基準の1号、2号、3号に該当しない者(賀茂姓でない者)で、資格基準運用日現在会員である者は経過措置として一代限りの会員とする

7号 資格基準の1号及び2号の会員が死亡したとき、その配偶者(賀茂姓)は本人の加入申請により会員となることのできる

8号 新たに会員資格を得ようとするときは、本人、若しくは親族が、会員承認申請書(別紙様式)を理事長に申請するものとする

9号 新会員の承認に際しては名簿・系図チームで内容を点検し、加入可のときは、合同事務局に加入承認を求め承認を得た後、評議員会及び理事会の承認を得るものとする

10号 理事会において承認後直ちに理

事長は申請人に通知するものとする
11号 上記項目について疑義が生じた場合は、理事会並びに評議員会において検討を行うものとする

この準則は、平成十一年十二月から施行する。平成十五年九月廿三日理事会第一回改定議決。同年十月一日より改定施行する。

◇
弔慰規程の適用範囲及弔慰方法の改正について
該当した場合は事案発生時直ちに同族会事務局か、お近くの理事又は評議員まで連絡下さい。

弔慰規程
第一条 適用範囲
次の各号の一に該当する同族並びにその関係者が死亡したときは財団より弔慰の意を表す。
一、会員、その配偶者、父母子、及びその配偶者
二、競馬奉仕者及びその配偶者
第二条 弔慰の方法
弔意は次の各号に示す方法によってこれを表す。
一、理事長名にて弔電を打電する。
二、財団名にて神代として金五千円を贈る。
三、前各号による弔意の表明は、告別式

当日までに通知を受けた場合に限るものとする。
第三条 付則
一、この規程は過去に理事、監事及び評議員の任にあり、現在会員でない者にも適用する。
二、功績表彰・懲戒規程第四条によって同第五条に該当する懲戒処分を受けた者には適用しない。
三、この規程は平成十五年十月一日より施行する。

競馬会神事の乗尻、扶持に
ご奉仕のお願い

寛治七年より始まり九百拾年の歴史を刻んで来ましたが競馬会神事も近年の少子化の影響からか乗尻として乗馬して頂く方々が減少し毎年人集めに頭を悩ましております。五月一日足汰式、五月五日の競馬会神事に向け昨今は三月中旬頃から乗馬練習を始めており、練習方法も初心者はずまづ馬に馴れる事から始め順次人形(初心者)の場合は熟練者が代乗りする事(馳馬)足汰式、競馬会神事当日に乗馬して走る事へと移行する等事故防止に務めております。ご奉仕頂ける方は事務局又は最寄りの役員までご連絡下さい。

会務報告

副理事長 北大路 元 顯

第三十二回理事会(出席十一名)

平成十五年六月八日開催

一、平成十四年度事業及決算報告の件
事業及決算報告につき、執行部より報告があり全員が賛成した。

尚補足として、文化庁・府・市の補助金を得て追加事業として重文系図の一部修理及収納箱の新調を実施し、これに伴い補正予算を組んだこと。又祖先祭参列者の遞減傾向対策としてアンケートの実施、更には平成十二年度より継続作業中の平成版知新録(仮称)の改補

作業が仕上げの段階にある事が報告され又収支決算については前記系図修理関係の補正予算について明細の説明があった。

二、理事改選に伴う合事会局員改選の件

現在理事六名、評議員七名で構成されている合同事務局員のうち、理事一名から辞意表明がありその補充として理事長より一名の補充要請をする事になった。尚評議員及会員の中から追加局員として次の四氏が決定された。

西池恒氏、藤木秀昭、山本武久、岡本清仁

三、神社崇敬会法人会員加入の件

賀茂別雷神社の崇敬会に法人会員と

平成16年役員会開催予定(於神社)

1. 評議員会

- 第32回 平成16年2月15日(日) 13:30
- 第33回 平成16年6月6日(日) 10:00
- 第34回 平成16年10月3日(日) 13:30

2. 理事会

- 第34回 平成16年2月22日(日) 13:30
- 第35回 平成16年6月13日(日) 13:30
- 第36回 平成16年10月17日(日) 13:30

3. 合同事務局会議

- 43回 2月1日(日)10:00 44回 5月23日(日)10:00
- 45回 7月18日(日)13:30 46回 9月12日(日)13:30
- 47回11月14日(日)13:30 48回12月12日(日)13:30

4. 系図展観 8月1日(日)雨天時は中止

5. 祖先祭 10月24日(日)

6. 文化活動(レクリエーション) 8月22日(日)

7. 第二回シンポジウム「上賀茂の文化を語る」
於京都産業大学 8月23日 13:30

(注) 神社の都合で変更もありますので
ご承知おき下さい。

して入会する事につき、理事長より主旨説明後同族会が崇敬会組織の一員になる事によつて制度を通じ同族会の意向を組織的に反映する途を拓く先鞭をつけるべき等の意見があり、全員の賛否を問うた結果前述の如く入会することとなった。

四、報告事項

(ア)増沢季英、増沢秀和、松田一彦三氏から加入申請があり、何れも資格基準を満たしており全員の賛成を得た。

(イ)チーム活動状況報告

ITチーム、歴史勉強会チームより活動状況について報告があり、また理事長より、上賀茂地区の住民有志及同族会歴史勉強会のメンバーを以て賀茂文化研究会」を組織して賀茂季鷹の事績ほかの研究をすすめ目下トヨタ財団の補助金を申請中との報告があった。更に同族会に対する金員他を寄贈された方に感謝状を贈呈する旨の報告があり全員が賛成した。

第二十九回評議員会(出席二十名)

平成十五年六月八日開催

一、平成十四年度事業及決算報告の件
前掲三十二回理事会議事録参照

二、合同事務局員の改選の件

現在理事六名、評議員七名で構成さ

れている合同事務局員のうち、評議員七名を投票により互選し、その他推薦枠四名を任命することとなり、全員の賛成を得た。

三、入会希望申請者の件

前掲三十二回理事会議事録参照

四、神社崇敬会に法人会員加入の件

理事長より入会主旨説明後全員の賛否を質したところ一同が賛成した。

五、報告事項

(ア)同族会ホームページ進捗状況

理事長よりプロバイダー契約等の報告があった。

(イ)各チームの報告

歴史勉強会チーム及系図名簿チームから活動状況について報告があった。

(ウ)感謝状について

同族会に対する金員及物品の寄贈者に対し感謝状を贈る事を検討し全員の賛成を得た。

編集後記

重文系図の一部及系図保存箱の新調、京都文化博物館開館15周年記念「京の葵祭展」への系図の出品、これら事業のほか15年10月23日付京都新聞では京都産業大学勝矢教授や社家の当主たちが、賀茂文化研究会」を設立したと報じており同族会の活動も漸く静から動へと歩み出した感があり、今年も更なる発展を同族会会員皆様方と共に祈念する次第です。